埼例規第25号・厚

平成12年３月31日

埼玉県警察本部長

保健師等による職場巡回健康相談等実施要綱の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令を根拠として、警察職員に対する職場巡回健康相談等の実施について必要な事項として

○　職場巡回相談の対象者

○　実施日等の決定

○　服務上の取扱い

○　相談事項等

を定めている。